

日本山岳会埼玉支部遭難事故対策規程に関する細則

第1条 総則

公益社団法人日本山岳会埼玉支部規約第21条に基づき、本支部主催の登山、講習会及び観察会などで発生する遭難事故対策活動に伴う日本山岳会埼玉支部遭難事故対策規程に関する細則を定める。

第2条 遭難事故対策本部の設置

支部長は、日本山岳会埼玉支部遭難事故対策規程第3条に基づき、遭難事故発生と判断した時、遭難事故対策本部の構成メンバーに、その旨、電話またはメールで連絡する。

同時に、支部長は、遭難救助現地派遣救助支援隊（以下、現地救助支援隊とする）を選定し、出動待機を命ずる。

第3条 遭難事故対策本部の業務活動

招集された事故対策本部のメンバーは分担して次の業務を行なう。

収集した情報はすべて事故対策本部長に集約して、最終的に、遭難事故参加登山リーダーから提出された遭難事故経緯の内容を含めて、遭難事故対応報告書を作成し、遭難事故調査委員会（以下、事故調査委員会とする）へ引き継ぐものとする。

（業務内容）

1. 支部として、遭難救助現地派遣救助支援活動に対する行動方針を決定
2. 地元警察署など救助活動の専門機関に対し救助活動を要請
3. 現地救助支援隊へ出動指示
4. 遭難事故に関わる全体の情報掌握
5. 現地救助支援隊との連絡
6. 事故遭遇者留守家族との連絡、状況説明担当
7. 日本山岳会本部、現地警察署、報道機関などとの対外折衝
8. 遭難救助関係費用の精算（窓口は埼玉支部会計担当）
9. 遭難事故対応報告書作成
10. 事故遭遇者、家族、遺族への対応
11. 遭難救助活動終了後、現地救助関係先への御礼挨拶回り

第4条 遭難救助現地派遣救助支援隊の業務活動

支部長より待機を命じられた現地救助支援隊員は、出動にあたり事故対策本部長が示す遭難救助現地派遣救助支援活動に対する行動方針に従い、現地で分担して次の

業務を行なう。

業務遂行後、遭難事故現地対応報告書及び金銭収支報告書を作成し、事故対策本部長への報告及び提出をもって任務を終了する。

(業務内容)

1. 現地活動状況報告（逐次）
2. 現地救助隊への支援並びに現地警察署など救助専門機関への対応
3. 登山参加者を支援隊へ組入れ編成
4. 現地での遭難事故関係家族への応対支援
5. 事故遭遇者の治療・入院など現地医療関係先への対応
6. 救助活動関係費用の現地精算並びに会計と証憑の整理
7. 遭難事故現地対応報告書の作成
8. 金銭収支報告書の作成（証憑類の添付）

第5条 遭難事故調査委員会の構成

事故調査委員会の構成は、原則として次の通り。

委員長	1名
委員（現地検証）	1名
委員（現地検証）	1名
委員（登山技術関係 現地検証）	1名
委員（救護手当関係）	1名
委員（会議記録・報告書作成）	1名

第6条 遭難事故調査委員会の業務活動

事故調査委員会の業務活動は次の通り。

(業務内容)

1. 事故現地検証
2. 遭難事故調査報告書の作成
3. 当該遭難事故全体収支報告書の作成（窓口は埼玉支部会計担当）
4. 今後の事故防止、安全対策の策定

第7条 遭難事故現地検証隊の派遣

事故現地検証隊は、原則として次の通り。

隊員（現地検証）	1名
隊員（現地検証）	1名
隊員（登山技術関係 現地検証）	1名
遭難事故登山参加リーダー	1名

遭難事故登山参加サブリーダー

1名

第8条 遭難事故対策活動に関する遭難対策基金の使用

遭難事故発生時に、当事者に代わって救助費用の一部として立替えた費用、または、遭難事故対策本部長が必要と認めた費用について、使用することができる。

第9条 細則の改廃

本細則の改廃は支部委員会で承認を得なければならない。

附 則

本細則は、平成28年4月16日から施行する。